

## 「ほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等に係る暫定排水基準(案)」に 対する意見を募集 環境省



環境省は、ほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等に係る暫定排水基準(案)について、平成22年4月5日(月)～5月4日(火)までの間、意見の募集(パブリックコメント)を行いました。

ほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等に係る暫定排水基準については、平成16年及び平成19年7月の暫定基準見直しを経て、現在、21業種について設定されています。今回の改訂では、現行の暫定排水基準が平成22年6月30日をもって適用期限を迎えることから、以降の暫定措置を定めるものになります。

暫定排水基準が設定されている21業種のうち、6業種については一律排水基準へ移行し、残る15業種については暫定排水基準値を強化して延長、又は現行の暫定排水基準値のまま延長する予定で、期限は平成25年6月30日となります。

当社では、排水分析におけるほう素、ふっ素、硝酸性窒素等に関して長年の経験と分析実績があり、短納期で結果をお知らせすることができます。ご不明な点があれば、お気軽にお問い合わせください。

資料 2010年4月5日付 環境省報道発表資料

無機分析箇所 江上泰邦